

各府省庁補足説明資料

総務省	P 1 ~ P 2
文部科学省	P 3 ~ P 5
厚生労働省	P 6 ~ P 1 2
経済産業省	P 1 3 ~ P 1 5
国土交通省	P 1 6 ~ P 1 9

総務省における中心市街地活性化施策の概要

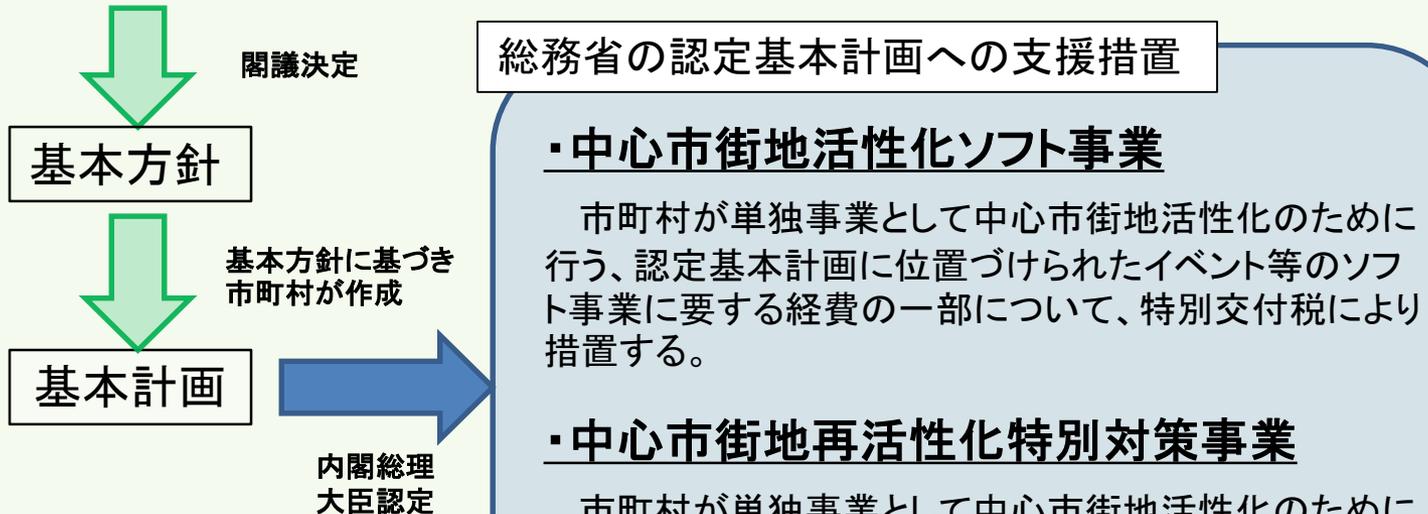
目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

① イベント事業

② 講演会、シンポジウム等

③ 後継者育成研修事業

④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤ 空き店舗対策事業

⑥ その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は337件に達し、本格的な修理の時期に達している。

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説版等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、観光振興に寄与する。



●案内板(仮設)による解説

●パンフレット等による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。

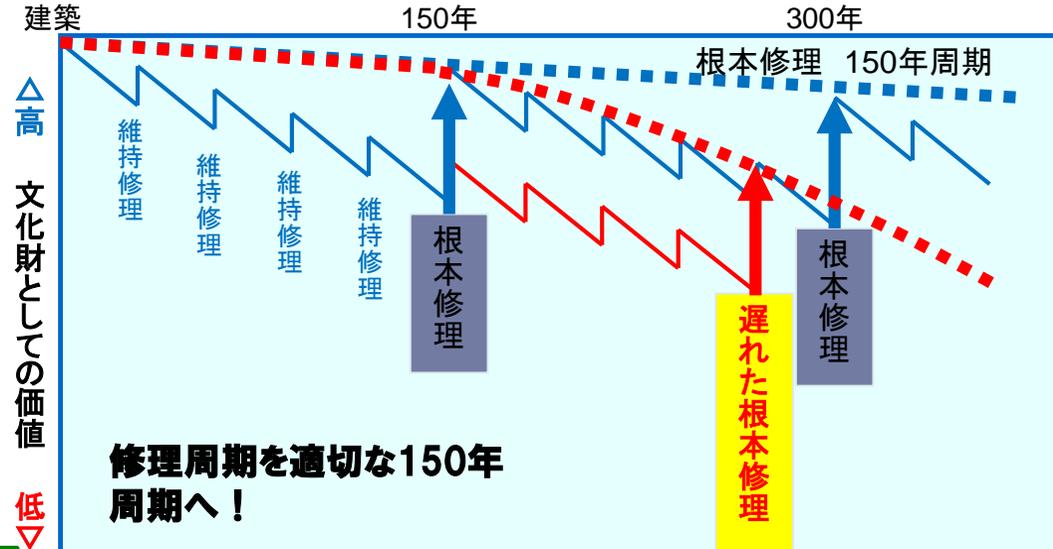


スロープ



重要文化財(建造物)
旧出津救助院(長崎)
案内板の設置による解説

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



修理周期を適切な150年周期へ!

※伊原恵司氏(文建協調査室長)の研究論文(1990.8)による

〈適切な周期〉

根本修理(解体、半解体修理) : 平均150年周期
 維持修理(屋根葺替・塗装修理) : 平均30年周期
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



国宝清水寺本堂屋根檜皮葺施工状況(京都府)



重要文化財世界平和記念聖堂(広島県)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査
計画策定

修理・修景

耐震対策

防災対策

買上

公開活用整備



伝統的建造物の修理と耐震



美しい町並みの回復



災害に強いまちづくり



にぎわいの創出

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区

公立学校施設の安全対策・防災機能の強化等の推進

◆予算額（公立学校施設整備費）

2019年度予算額(案) 160,816百万円（前年度 68,194百万円）

（うち、防災・減災、国土強靱化関係予算（臨時・特別の措置）94,096百万円）

※沖縄分は内閣府において計上

【2018年度第1次補正予算額 98,471百万円】

【2018年度第2次補正予算額（案） 37,225百万円】

◆内 容

学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用される極めて重要な施設である。

近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（2018年12月14日閣議決定）として、学校施設の強靱化を図るため対応が必要となる耐震化や非構造部材の耐震対策などを推進し、防災・減災対策に取り組むことが喫緊の課題である。

また、子供たちの安全と健康を守るため、老朽化対策を推進し、教育環境の改善等の安全性・機能性の確保に取り組む。

➤ 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

- ・学校施設耐震化の完全達成に向けた支援
- ・屋根や外壁、内壁、天井等の非構造部材の耐震対策の推進
- ・災害時の避難所としての役割も果たす学校施設の防災機能の強化（トイレ整備等）

➤ 教育環境の改善、安全性・機能性の確保

- ・長寿命化の整備手法への転換の推進
- ・給食施設整備等を推進

◆建築単価

対前年度比 +3.4%（資材費、労務費等の上昇分）

※小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合

2018年度 187,200円/㎡ → 2019年度 193,600円/㎡

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

平成31年度予算案
10,384百万円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

・補助対象施設：公的団体(☆印)、民間事業者(★印)

注1) 公立は補助対象外。

注2) 公的団体・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の4団体。

交付金対象事業区分（33事業）

休日夜間急患センター ☆★	不足病床地区病院 ☆	医療施設耐震整備 ★
病院群輪番制病院及び共同利用型病院 ☆★	基幹災害拠点病院 ☆★	アスベスト除去等整備 ☆★
	地域災害拠点病院 ☆★	特定地域病院 ☆
救急ヘリポート ☆★	医療施設近代化施設 ☆★	地震防災対策医療施設耐震整備 ☆★
(地域)救命救急センター ☆★	腎移植施設 ☆★	共同利用施設(開放型病棟等) ★
小児救急医療拠点病院 ☆★	特殊病室施設 ☆★	医療機器管理室 ★
小児初期救急センター施設 ☆★	肝移植施設 ☆★	地球温暖化対策 ☆★
小児集中治療室 ☆★	治験施設 ★	病児・病後児保育施設 ☆★
小児医療施設 ☆★	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 ☆★	ヘリポート周辺施設整備 ☆★
周産期医療施設 ☆★	地域療育支援施設 ☆★	内視鏡施設訓練 ★
地域拠点歯科診療所施設 ☆★	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設 ☆★	災害拠点病院等給水設備強化等促進事業(仮称) ☆★
災害拠点病院等非常用自家発電装置整備事業(仮称) ☆★		

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備整備を推進する。



1. 対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。
 ※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。

障害者総合支援法上のサービス

日中活動系

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

居住支援系

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う

訓練系・就労系

自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（A型＝雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

施設系

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

児童福祉法上のサービス

障害児通所支援

児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援等を行う

放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う

障害児入所支援

障害児入所施設

施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う

2. 建設費の補助

- 社会福祉法人等が上記事業を行うことに伴い、障害者施設を整備しようとする場合、その整備費について、国庫又は民間補助が受けられるほか、設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

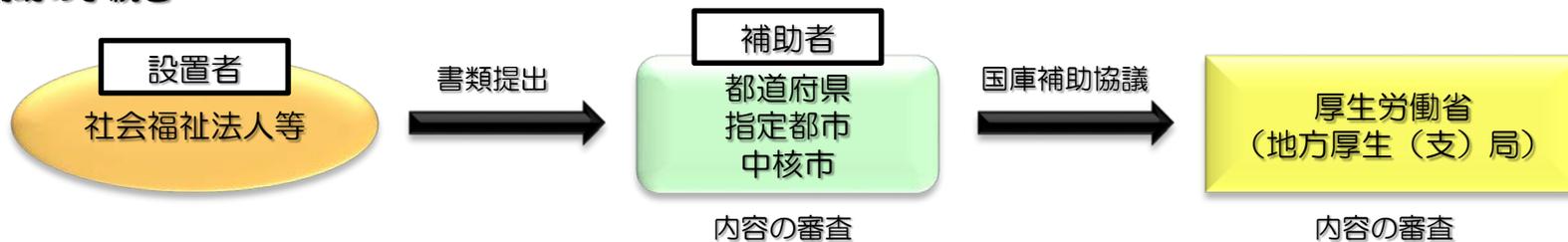
国庫補助を受ける場合

- ・ 社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害者施設を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4

②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

保育園等整備交付金

(平成30年度予算)

(平成31年度予算案)

663.7億円 → 746.8億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁設置事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育園及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育対策総合支援事業費補助金

平成30年度予算:381.4億円 → 平成31年度予算案:393.8億円

【事業内容】

- 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育人材確保対策 124億円（98億円）

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ②潜在保育士再就職支援事業【新規】
- ③認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ④保育士資格取得支援事業
- ⑤保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑥保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑦保育体制強化事業
- ⑧保育士試験による資格取得支援事業
- ⑨保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑩保育士試験追加実施支援事業
- ⑪保育補助者雇上強化事業
- ⑫若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【拡充】
- ⑬保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑭保育園等における業務集約化推進事業
- ⑮保育人材就職支援事業【拡充】

II 小規模保育等の改修等 188億円（223億円）

- ①賃貸物件の活用による保育園改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育園設置促進事業
- ⑦都市部における保育園等への賃借料支援事業

III その他事業 76億円（61億円）

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査・助言指導事業【拡充】
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑨保育利用支援事業（予約制）
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ⑪保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】
- ⑫保育施設・事業の届出促進事業
- ⑬待機児童対策協議会参加自治体支援施策【新規・拡充】
- ⑭放課後居場所緊急対策事業【新規】
- ⑮小規模多機能・放課後児童支援事業【新規】

地域支援事業の概要

平成31年度予算案 公費3,882億円、国費1,941億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業） 1,978億円（989億円）

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業

1,905億円（952億円）

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
 - うちイ、社会保障充実分 534億円（267億円）
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーターの配置

② 任意事業

- ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

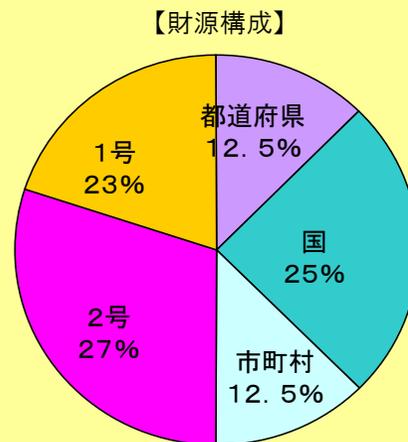
② 包括的支援事業・任意事業

- 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○地域支援事業の財源構成

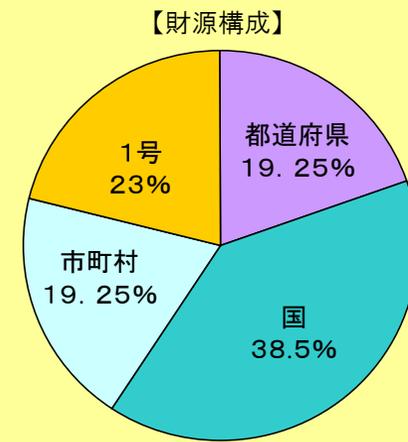
（財源構成の割合は第7期以降の割合）

介護予防・日常生活支援総合事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1） 12

地域まちなか活性化・魅力創出支援事業

平成31年度予算案額 **5.0億円**（新規）

(1) 地域経済産業グループ
中心市街地活性化室
03-3501-3754
(2) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

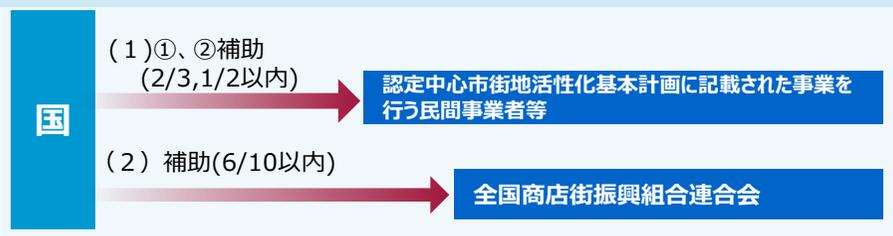
事業目的・概要

- 地域経済活性化のためには、中心市街地等のまちなかや、商店街の活性化を図るとともに、魅力的な生活環境や商業・サービス業等の事業・起業環境等を整備し、地域への来訪者を増加させることが重要です。
- また、中心市街地や商店街は、城下町や宿場町等として発展してきた歴史あるエリアであり、地域文化資源を活用して、観光客を呼び込み、観光・インバウンド需要を喚起し、当該エリアの活性化を図ることは、地域経済への高い波及効果が期待できます。
- このため、本事業では、魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、全国商店街振興組合連合会が実施する、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業を支援します。

成果目標

- 来街者数の増加や売上の増加等を通じて、中心市街地の活性化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 中心市街地活性化支援事業

中心市街地における商業・サービス業等の事業・起業環境等の整備や地域文化資源と連携した空間創出を図ります。また、その事例を広く全国に展開します。

- ① 中心市街地活性化法に基づく、まちの賑わいを創出するための中核となる、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設の整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援します。
- ② プロジェクト推進等に資するまちづくりに関して専門的な知識を有する人材の活用や地域の個性や生活者のニーズを把握した事業計画の策定等のための調査、まちづくり会社等が行う顧客の増加・経営の効率化のための取組を支援します。



(2) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

商店街活性化・観光消費創出事業

平成31年度予算案額 50.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 商店街は多種多様な店舗が集積していることから、消費者に対して面的に魅力を働かせることが可能です。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、商店街をとりまく経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しております。
- このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等によって、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげるのが重要です。
- このため、本事業では、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組を支援します。

成果目標

- 事業全体として、実際に事業を実施した箇所における売上の合計の変動が、他の類似の事業者の変動と比較して、良好に推移することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※補助金上限額と下限額は、(1)～(3)の合計額で
補助金上限額2億円、下限額200万円。

事業イメージ

(1) インバウンド・観光需要を取り込む環境整備に必要な取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語対応化といった、インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。



免税対応設備を備えた施設



ゲストハウスの整備



店舗前の多言語サイン

(2) インバウンド・観光需要を取り込むイベント等の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメや食材の活用、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベントといった、インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の取組について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。



地元食材を活用した取組



文化の体験イベント



観光資源等と連携した取組

(3) 専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。

地域小規模事業者支援人材育成委託費

平成31年度予算案額 **5.4億円（新規）**

① ② 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
② 商務・サービスG クールジャパン政策課 03-3501-1750
③ 地域経済産業G 中心市街地活性化室 03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済の多様性を支えるとともに無限大のポテンシャルを秘めた小規模事業者は、地域の未来を描いていく上で極めて重要な存在です。
- 一方、小規模事業者自身が自らの魅力に気づかず能力が発揮されないと、地域経済ひいては日本経済にとっても大きな損失です。
- 本事業は、平成31年度から35年度に、地域の小規模事業者を磨き上げ、地域の未来をデザインしていくことができる人材を育成していくものです。地域の課題解決、地域資源を活用した観光・インバウンド需要への対応、まちづくりなどを一体的に取り組めるようになるよう、支援人材の能力強化や地域企業に対するデザイン経営の普及等を通じて、地域自身で自らの未来をデザインしていけるようにしていきます。

成果目標

- 地域の小規模事業者支援人材の資質を向上させることにより、地域の経済活動が活発になることを目指します。
- また、各地で特色ある小規模事業者振興策が講じられる好循環を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

小規模事業者支援人材育成事業

① 小規模事業者支援手法研修

- 商工会・商工会議所や地方公共団体を対象とした小規模事業者の支援手法を享受する研修を全国で実施します。
- 小規模企業振興基本計画の改定に併せ、成長企業の支援、サプライチェーンの維持など、新たな政策課題に重点化して支援できる体制を構築します。

② ローカルデザイナー育成事業

- 商工会・商工会議所やDMO等と連携し、地域の未来の姿をデザインし、地域に眠る資源をビジネスへと昇華させていくローカルデザイナーを育成していくため、企画から試行までを一体となって経験できるワークショップ等を開催します。

③ タウンマネージャー等育成事業

- 小規模事業者等の経済活動の基盤であるまちを活性化するため、まちづくりの専門知識等を習得する研修の開催等を実施し、まちづくりを推進するタウンマネージャー等を確保・育成します。
- また、兼業・副業・パート等により多様な人材が、まちの課題解決等に取り組むため、地域へのインターンシップ等を行います。



座学形式での研修の様子



実地形式での研修の様子

事業概要

※優良建築物等整備事業(市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ)による支援

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- ・ 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- ・ 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- ・ 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

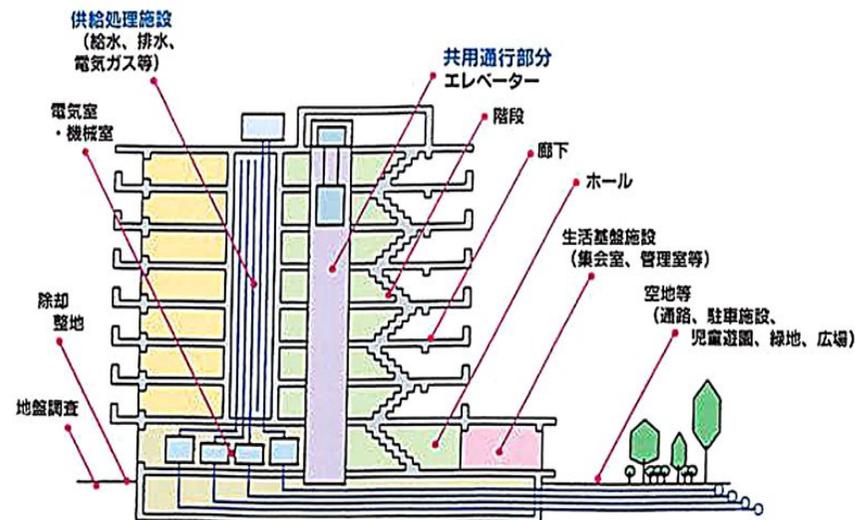
- ・ 敷地面積が概ね500㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・ 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- ・ 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- ・ 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)

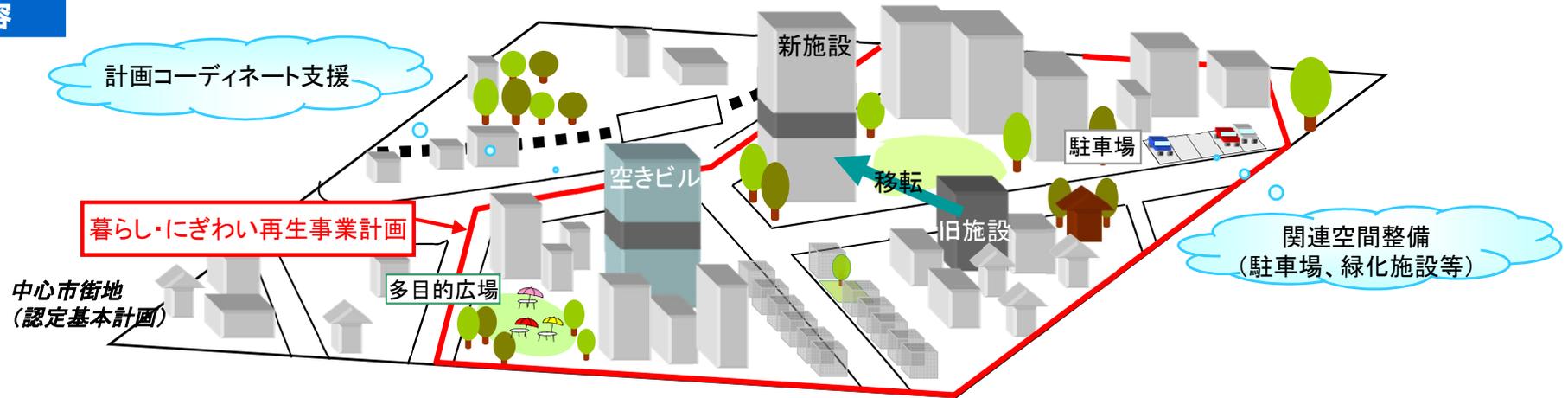


補助率

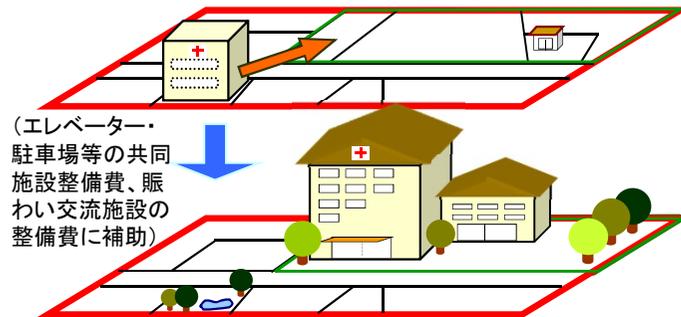
補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容



都市機能まちなか立地支援 公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備
に対し、補助

[整備イメージ]



対象施設要件

- ・認定基本計画への位置付け
- ・耐火建築物又は準耐火建築物※
- ・敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計が1,000㎡以上等を満たすものであること※
- ・地階を除く階数が原則として3階以上※

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
※公益施設の割合が高い(1/10以上)等の一定の要件を満たす場合は、国費率加算(1/3→2/5)

※小規模連鎖型暮らし・にぎわい再生事業では対象施設要件として、個々の建物階数や構造は問わず、敷地面積1,000㎡未満の施設については複数の事業区域の敷地面積の合算が可能となる。

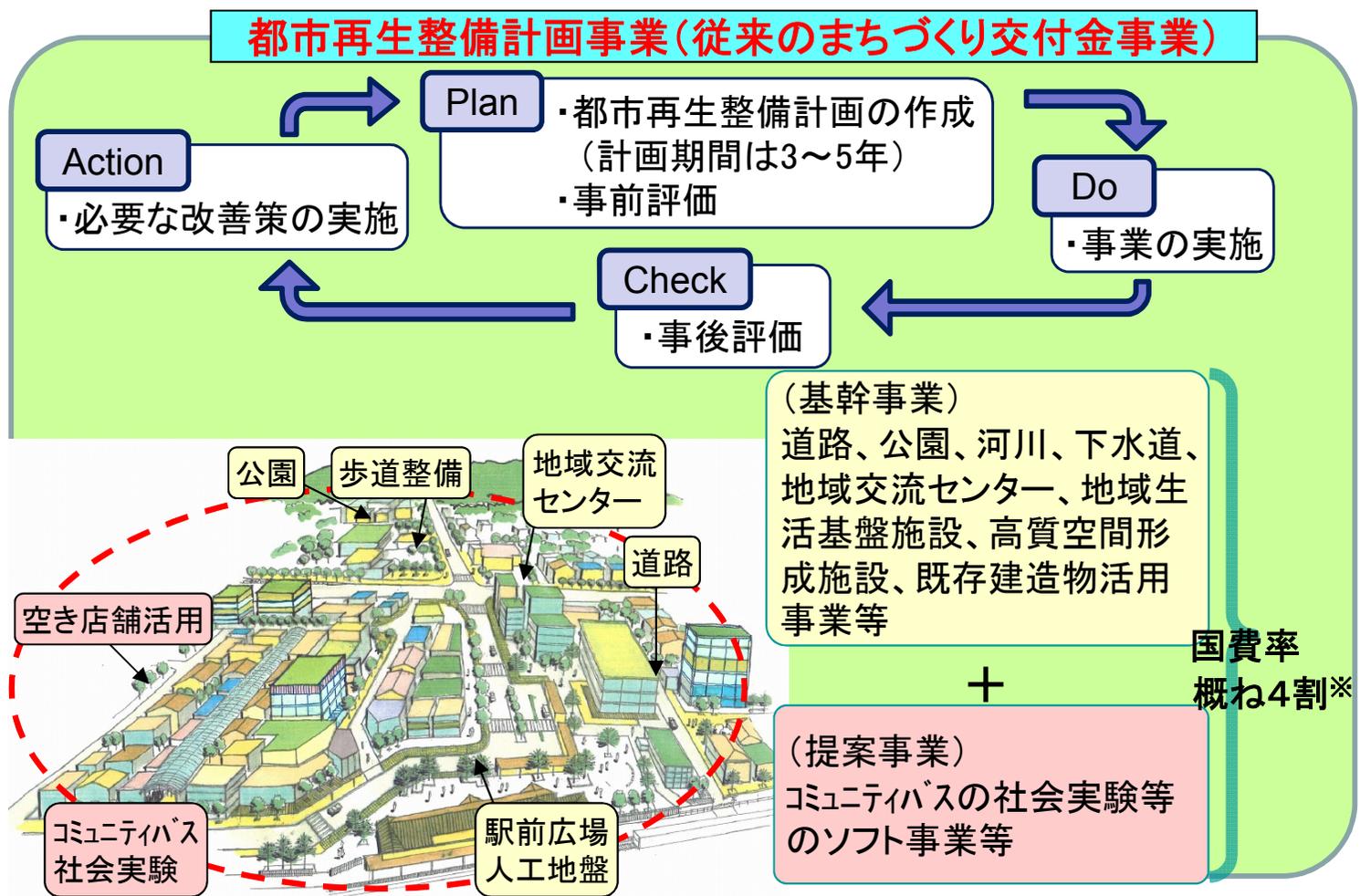
平成31年度予算案 社会資本整備総合交付金 871,341百万円の内数

制度創設経緯等

- ・国の喫緊の課題である全国都市再生を推進するため、平成16年に都市再生特別措置法を改正し、地域の課題、実情に対応できる総合性、自由度の高いまちづくり交付金制度として創設。
- ・社会資本整備総合交付金において、「都市再生整備計画事業」として基幹事業に位置づけられている。

制度目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。



対象区域

- 立地適正化計画を作成している場合
 - ・居住誘導区域内
 - 立地適正化計画を作成していない場合
 - ・市街化区域又は非線引き用途地域内
- ※平成31年度以降
 鉄道駅等から半径1kmの範囲内
 又は
 バスの停留所等から半径500mの範囲内の区域
 (ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る)
- 歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がない区域

※ 立地適正化計画関連等の国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%(通常40%)として重点的に支援。

まち再生出資の概要

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。



制度利用のための主な要件

※平成31年度下線部を拡充

<対象事業者>

- ・民間事業者(SPC)

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が0.2ヘクタール以上であること(医療・福祉、教育文化、商業施設、**インキュベーション施設**を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上)
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上(誘導施設※1を含む事業は500㎡以上)

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
 - ① 総事業費の50%
 - ② 資本の50%
 - ③ 公共施設等※2の整備費 (都市機能誘導区域内は、公共施設等 + 誘導施設※1)
(インキュベーション施設の整備費を加算)

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1: 支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
 ※2: 公共施設のほか、都市利便施設(駐車場、防災備蓄倉庫等)及び建築利便施設(エレベーター、共用通路等)を含む。

具体例

オガールプラザ整備事業 (岩手県紫波町)

○支援内容

- (1) 支援先 オガールプラザ株式会社
- (2) 出資額 0.6億円

○事業内容

- (1) 規模 地上2階建
- (2) 用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
- (3) 工期 2011年9月～2012年6月



実績等

2005年度～2017年度
 支援件数 46件 支援総額 307億円